

1 院内介助に対する国の基本的な考え方

通院・外出介助については、訪問介護サービスの一つとして算定対象となるが、院内の移動等の介助については、厚生労働省は原則算定対象とならないとの考えを示しつつ、一方で「保険者判断で場合により算定対象となる」としているが、どういう場合に算定対象となるかは示しておらず、「保険者の判断による」としている。

2 本市における考え方

「院内介助」に対する介護給付費の算定可否については、要介護者の心身の状態や家族の状況がそれぞれ異なることから、要介護度等のみをもって一律に判断することはできないと考える。したがって、本市においては、「院内介助」が介護給付費の算定対象となるかどうかは、「個々の事例ごとに、本人の心身状態や介護者の有無等の本人が置かれている状況等を勘案して決定する」（院内介助申出書の提出）こととしている。

なお、上記の中で、「保険者の“判断”による」との表現があるが、これはあくまで本市における「院内介助」に対する判断の観点を示すものであり、これに基づき介護支援専門員が課題分析（アセスメント）等を通じて、居宅介護サービス計画に位置付けるものとする。

3 「院内介助」を居宅サービス計画に位置付けるに当たっての検討事項

①主治医を始めとする関係者との連携

「院内介助における介助」についても、他の介助サービスと同様、介護支援専門員による課題分析を始めとする一連の手続きを経て、居宅サービス計画に位置付けることに変わりはない。計画作成にあたっては、課題分析（アセスメント）を適切に行い、主治医やサービス担当者、その他の関係者と連携を図り、総合的な視点で作成される必要がある。

②手順

まず、要介護者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する観点から、課題分析（アセスメント）を適切に行い、解決すべき課題を明らかにすることが重要。

次に、明らかになった課題に対し、以下に掲げるア～ウについて検討する。

ア「院内での介助」の必要性について

主治医の意見に基づき、通院途上の介助や「院内での介助」の必要性について検討する。

イ「訪問介護員による介助」の必要性について

アにより、院内での介助が必要であると判断される場合でも、その方法は様々であり、介護支援専門員は、家族や家族以外の人による援助が得られるかや、介護保険以外の施策が活用できないかなどの検討に併せて、（各医療機関における院内での介助に対する対応可能範囲が異なることから）医療機関との調整を行うことが必要であるとする。

この際の選択肢の一つとして、訪問介護員による介助もこれらを補足するものとして検

討されることとなる。

ウ「訪問介護員による介助」に対する保険給付の妥当性について

院内で訪問介護員が行う介助内容が、1の原則に照らしてもなお、介護保険から給付するに値するものであるかを客観的に判断する。

この場合、単なる待ち時間や診察時間が算定対象とならないのに加え、具体的な介助を要しない単なる付添いについても、保険給付の算定対象とならないことに留意する必要がある。

エ「院内介助申出書とケアプラン」の提出について

上記の内容を精査し、保険給付の妥当性を確認した後、実際の院内介助を行う事前に「院内介助申出書」と「居宅サービス計画書第1表～第4表。要支援者の場合には、介護予防方針計画に係る関連様式（サービス担当者会議記録を含む）」を保険者に提出し、一部算定が可能か否かの判断を仰ぐ。（経過記録には保険者とのやり取り等の明記が必要）

※更新申請等により要介護状態区分が変更になった場合や、居宅介護支援事業所を変更した場合は、既に提出している申出書の内容に変更がない場合であっても、再度申出書を提出する。

③留意事項

個々の事例で保険給付の妥当性が異なることから、同一の医療機関を受診する場合であっても、要介護者ごとにその扱いは異なる。

ア 介護給付費（訪問介護費）算定の要件を満たしているか。（居宅サービス計画への位置付けを含む。）⇒居宅で提供される訪問介護サービスと一連のものでない院内での介助のみ必要なケースについては算定対象とならない。

イ 「院内での介助」を必要とする具体的な状況があり、訪問介護員に介助がないと円滑な受診ができないか。⇒単に介助があったほうが都合がよいとか、より安全である等の理由により提供される訪問介護サービスは算定対象とならない。

ウ 独居や、家族の疾病・障害等により外出先の介助が困難であり、第三者による援助の導入困難か。

4 介護給付算定の考え方

①身体的な介助が必要な場合は、訪問介護員による「具体的な介助に必要な時間」のみを算定する。

②常時見守りが必要となる場合には、「その時間」を算定する。

※付添い（見守り）があったほうが安心であるといった場合等は算定対象とならない。

③単なる待ち時間や単なる付添い時間、診察時間については、算定対象とはならない。